

## 旧料亭「まん福」物品公売一般競争入札要領

### 1 売払物件の概要

花巻市

物件番号	品名	規格等	備考	最低売却価格 (1点当たり) (単位:円)	数量
T-1	灯籠	本体 高さ約 2.4×幅約 1.3 (m) 傘部 高さ約 0.6×幅約 1.5 (m)		全て 1,000 円	各 1
T-2	灯籠	高さ約 1.2×幅約 1.1 (m)			
T-3	灯籠	高さ約 1.8×幅約 1.2 (m)			
T-4	時雨灯籠	高さ約 1.2×幅約 0.4 (m)			
T-5	手水鉢	高さ約 0.7×幅約 1.2 (m)			
K-1	鳥の置物	親 高さ 17×幅 30×奥行 15 (cm) 子 高さ 10×幅 20×奥行 9 (cm)	台座付き		
K-2	壺	高さ 40×幅 35 (cm)			
K-3	鹿踊り人形	高さ 80×幅 70×奥行 60 (cm)	化粧箱入り		
K-4	鷹	高さ 70×幅 80×奥行 30 (cm)	台座付き		
K-5	玉獅子	高さ 65×幅 80×奥行 45 (cm)	台座付き		
K-6	玉獅子	高さ 30×幅 30×奥行 30 (cm)	台座付き		
K-7	獅子頭	高さ 18×幅 40×奥行 30 (cm)	台座付き		
K-8	囲炉裏の自在鉤	長さ 170×幅 20 (cm)			
K-9-1~7	岡持ち	高さ 45×幅 60×奥行 7 (cm)	弁当箱付き		

※キズや汚れがついているものがあります。

### 2 売払方法

一般競争入札により売払います。

### 3 売払条件等

本要領等によります。

### 4 入札参加資格

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者が、花巻市暴力団排除条例（平成 27 年花巻市条例第 52 号）第 2 条の暴力団等または暴力団等と密接な関係を有している者に該当しない者であって、売買代金の支払能力のある個人とします。

#### 参考

#### 地方自治法

（職員の行為の制限）

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

## 地方自治法施行令

### (一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 花巻市暴力団排除条例

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行員の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。
- (5) 暴力団等 暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団経営支配法人等をいう。

## 5 入札物品の公表

花巻市ホームページ上において、別途パンフレットにより公表しております。

**※入札物品の下見会の参加受付は、終了しています。**

## 6 入札日及び入札場所等

(1) 日 時 令和3年9月6日(月) 午前10時00分から開札を行います。

(2) 場 所 花巻市役所契約管財課

(3) その他 契約管財課窓口へ持参、もしくは郵送により入札をお願いします。

(4) 郵送による入札の送付先及び入札期間

・送付先 〒025-8601 花巻市花城町 9-30

花巻市財務部契約管財課 行

・入札期間 令和3年9月1日(水)～3日(金) 午後5時 必着

## 7 入札に必要なもの及び入札方法

### ○郵送による入札

(1) 郵送又は窓口持参する書類

- ・入札書(様式2)
- ・くじ希望番号記入用紙(様式4)

(2) 入札方法

- ・入札は、入札書(様式2)に必要事項を記載し、記名押印をしてください。
- ・入札金額の記入は、算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- ・契約金額は入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額となるので、入札書には消費税及び地方消費税相当額を含まない金額を記載してください。
- ・入札書を郵送した後に入札を取消すことや入札書の記載を変更することはできません。
- ・郵便による入札の詳細は別紙「郵便入札説明書」を確認してください。
- ・郵便による入札の際、郵便封筒に「入札書在中」と記入してください。
- ・一人が複数の物件に入札することに制限はありません。

## 8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札に参加する資格の無い者がした入札

(2) 入札書の記載事項が不明な入札、又は入札書に記名が無い者の入札

(3) 入札書の金額等の書換え、引換え又は撤回した者の入札

(4) 1人で同一の物件に対し、2通以上の入札書を提出した者の入札

(5) 郵送による入札の際、公告で示した提出期間内に到着しなかった入札書による入札

(6) 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者の入札

(7) 前各号に定めるもののほか、本要領等及び別に定める規定に関する条項に違反した者の入札

## 9 入札の延期等

入札を公正に執行できないと認められるときは、入札執行担当職員は、入札の執行を延期、もしくは入札の執行を取り止めることがあります。また、入札の執行に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがあります。

## 10 落札者の決定方法

(1) 入札期間終了後、郵送等により入札された入札書を開札し、最低売却価格以上の最高金額の入札者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同額の入札をした者が、2人以上あるときは、くじ希望番号記入用紙(様式4)を用いたくじにより落札者を決定します。

1.1 入札保証金及び契約保証金  
免除とします。

1.2 契約締結及び売買代金の支払い方法

(1) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額となります。

(2) 落札者が決定し次第、電話により連絡を行います。また、代金納付書及び決定通知書を送付します。

(3) 売買代金は落札者決定後15日以内に納入してください。

1.3 落札者の譲渡制限

落札者は、本物件について、所有権移転手続きが完了する前に、権利義務を第三者に譲渡することはできません。

1.4 所有権の移転等

(1) 落札物品の落札者への引渡し方法は現状引渡しとし、代金支払い後の補償は一切行いません。ただし、買受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から1年以内に売払人に対して協議を申し出ることができるものとし、売払人は協議に応じるものとします。

(2) 落札物品の引渡費用は落札者の負担とし、代金支払い後、10日以内に引渡しを受けてください。また、引渡しの際、本人確認の上、受領書(様式5)を提出いただきます。

1.5 問い合わせ先

この要綱に関することや入札等の各手続きに関することは下記担当までご連絡ください。

担当：花巻市財務部契約管財課公共施設管理係 電話 0198-41-3520(直通)